

割賦販売法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 割賦販売法（以下「法」という。）の一部改正に伴う改正

一 所有権留保の適用除外となる指定商品について、現行で指定されている「眼鏡及び補聴器」及び「家庭用の電気治療器等」を、「コンドーム」及び「化粧品」に改めるものとする。 （第三条関係）

二 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱業者から、法第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況等について報告させることができるものとする。 （第三十一条第十一項第一号及び第二号関係）

三 経済産業大臣は、加盟店から、法第三十五条の十七の十五に規定する利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置の実施状況に関する事項について報告させることができるものとする。 （第三十一条第十一項第三号関係）

四 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱受託業者から、クレジットカード番号等取扱業者による法第三十五条の十六第三項に規定する指導その他の措置に関する事項について報告させることができるものとする。 （第三十一条第十二項関係）

五 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者から、法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の内容及びその締結の状況等について、報告等させることができるものとする事。 (第三十一条第十三項関係)

六 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に関する経済産業大臣の権限のうち、登録及び改善命令等の権限について、地方支分部の長へ委任するものとする事。 (第三十四条第八号及び第九号関係)

七 指定権利及び指定役務として、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うことを追加指定するものとする事。

(別表第一の二及び別表第一の三関係)

八 その他所要の規定を整備を図るものとする事。

第二 附則

一 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十九号)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行するものとする事。ただし、指定権利及び指定役務の追加指定については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号)の施行の日(平成二十九

年十二月一日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 経済産業組織令第九十二条第一号に規定する商取引監督課の監督に服する事業者に、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」を加えるとともに、同号で規定されていた「クレジットカード番号等取扱業者、立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者」と改めるものとする。

（附則第二条関係）